六十八　保育士修学資金貸付等事業　保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十九　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十　排水機場の維持管理に要する経費があること。　排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。　次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市又は公認チームキャンプ候補地としての取組に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

六十九　保育士修学資金貸付等事業　保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十一　排水機場の維持管理に要する経費があること。　排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。　次の各号によって算出した額の合算額とする。

一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十三　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市又は公認チームキャンプ候補地としての取組に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第七十号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第七十号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。